

告示

埼玉県告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和四年関東地方整備局告示第三十六号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和四年二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県行田市長野九百四十三番地

三 都市計画事業の種類及び名称

行田都市計画画道路事業三・五・十四号常盤通佐間線及び三・六・十三号行田市駅前通北谷線

四 事業施行期間

令和四年二月十六日から令和十三年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県行田市谷郷三丁目、大字谷郷字明神前及び忍一丁目地内

ロ 使用の部分

埼玉県行田市大字谷郷字明神前及び忍一丁目地内